

議案第 38 号

長久手市行政手続条例の一部を改正する条例について

長久手市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続法の一部改正に伴い、長久手市行政手続条例の一部を改正するため必要があるからである。

面をいつでもその者に交付する旨
(以下この項において「公示事項
という。)を行政手続法第十五条第
四項等に規定する総務省令で定め
る方法を定める省令(令和7年総務
省令第103号)に定める方法によ
り不特定多数の者が閲覧すること
ができる状態に置くとともに、公示
事項が記載された書面を当該行政
庁の事務所の掲示場に掲示し、又は
公示事項を当該事務所に設置した
電子計算機の映像面に表示したも
のの閲覧をすることができる状態
に置く措置をとることによって行
うものとする。この場合において
は、当該措置を開始した日から2週
間を経過したときに、当該通知がそ
の者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受け
た者(同条第4項後段の規定により
当該通知が到達したものとみなさ
れる者を含む。以下「当事者」とい
う。)は、代理人を選任することが
できる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受け
た者(同条第3項後段の規定により
当該通知が到達したものとみなさ
れる者を含む。以下「当事者」とい
う。)は、代理人を選任することが
できる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示の方法による通知について適用し、同日前にした公示の方法による通知については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続法の一部改正に伴い、長久手市行政手続条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分をしようとする場合の聴聞等に係る公示送達による通知について、長久手市役所前掲示場に掲示することに加え、インターネットでの掲示による閲覧等により公示送達による通知を確認できるようにすることを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞等の通知の方法を拡充すること。(第15条、第22条及び第29条関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、不利益処分をしようとする場合の聴聞等に係る公示送達による通知について、長久手市役所前掲示場に掲示することに加え、インターネットでの掲示による閲覧等により公示送達による通知を確認できるようになります。

4 附則について

- (1) この条例は、公布の日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。